

令和5年度用

# 中野区 幼児教育・保育無償化の

## 認定申請手続き（幼稚園・認定こども園を利用する方向け）



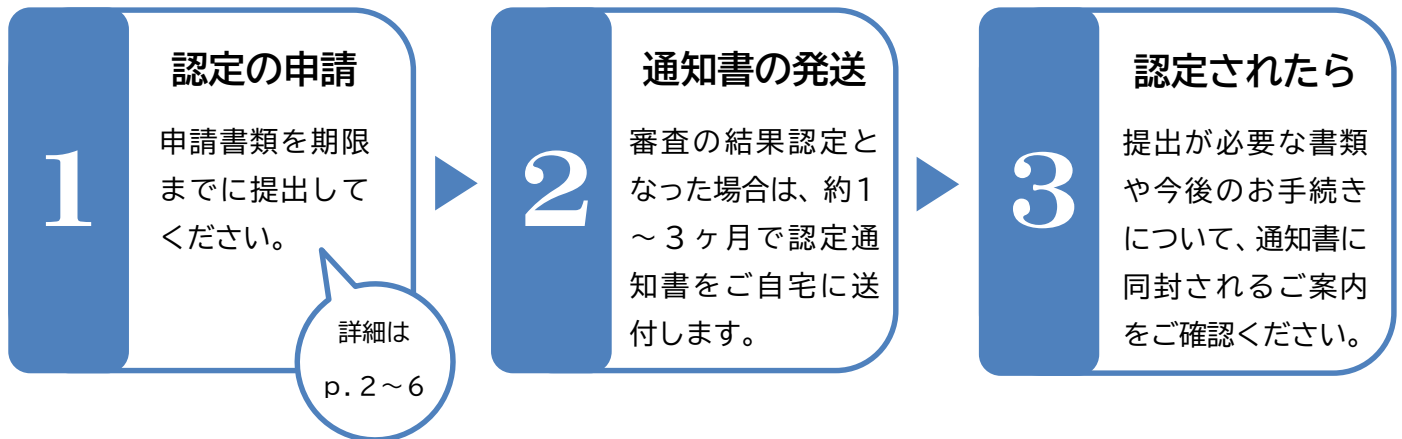
### 幼児教育・保育無償化とは

認定申請をして認定を受けることで、幼稚園や認定こども園などの利用料について無償化の給付やその他補助金を受けることができる制度です。なお、実際に補助金を受けるためには、認定を受けた上で補助金申請が必要です。本冊子は、認定申請の手続きに関するご案内です。

補助金申請に関する詳細は、別冊の「中野区私立幼稚園等保護者向け補助金のご案内」をご確認ください（中野区ホームページで検索、または右記QRコードからアクセス）。



### 認定申請の流れ

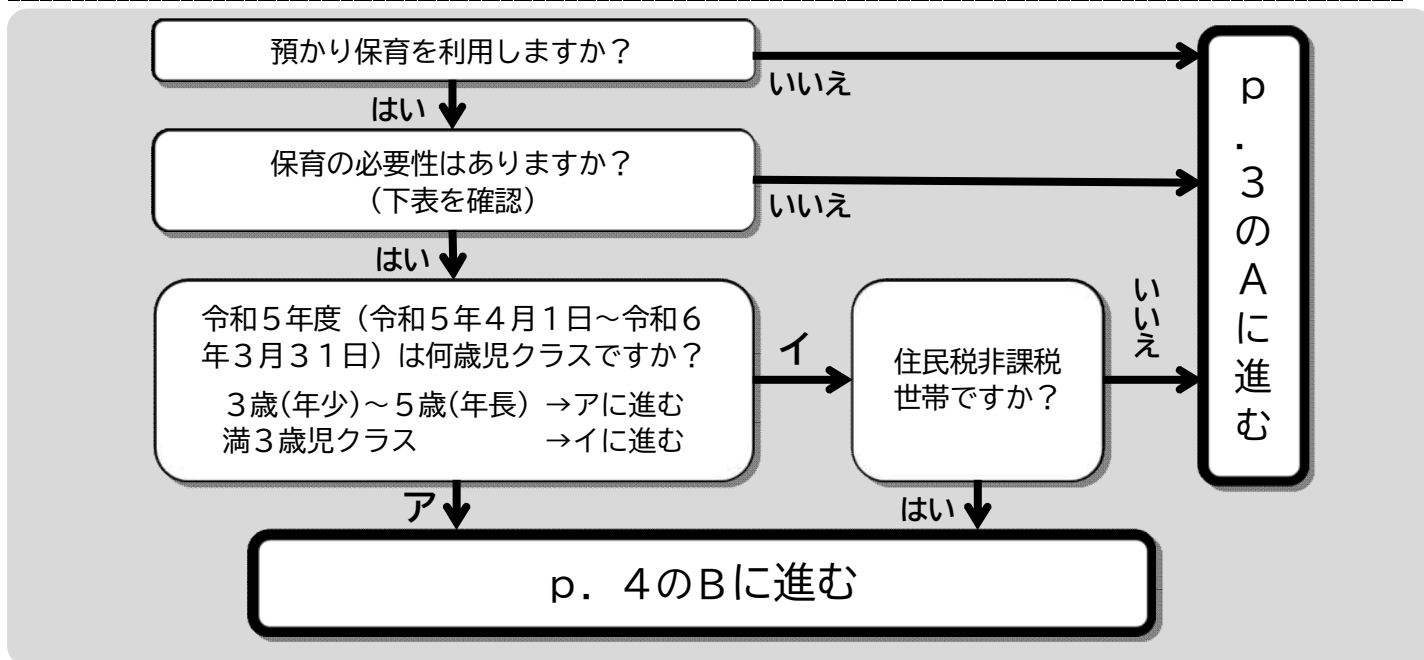


### 申請書類の提出期限・提出先について

		施設型給付園・認定こども園 を利用する方	私学助成園を利用する方
提出 期限	令和5年 4月入園 の方	各園にご確認ください	令和4年12月28日（水）まで
	令和5年 4月入園 以外の方		認定希望日（幼稚園利用開始日）の 前日まで
提出先 （お問合せ先）		各園にご提出ください	<原則、郵送でご提出ください> 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係

※施設区分が不明な場合は、施設へ直接お問い合わせください。

## 申請区分確認フロー



## 保育の必要性とは

保護者のいずれもが保育をできない状況にある（下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当している）ことを「保育の必要性がある」といいます。

保育の必要性の事由（保護者の状況）	認定の有効期間（注2）
就労（月48時間以上）をしている場合 ※出産予定・産休中・育児休業中を含む（注1）	小学校就学前まで
疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	必要な期間
親族の方を日中介護・看護している場合	
災害の復旧にあたっている場合	
社会的養護が必要な場合	
出産の前後の場合	最大5か月（出産予定日6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から出産8週間後まで）
求職中	90日（施設利用開始日から起算）
就学（学校教育法に定める学校、職業訓練校等で月48時間以上受講している場合）	必要な期間
下のお子さんの育児休業中に引き続き預かり保育の利用を継続するとき（注1）	育児休業に係る子どもが満1歳になる年度の翌年度の4月末日まで
上記以外で特に保育が必要と認められる場合	必要な期間

注1）幼稚園の利用開始（入園）日によって認定の有効期間が異なるため、p. 6を参照ください。

注2）認定を受けた場合の有効期間は、保育の必要性の事由によって異なります。


父母の認定事由が異なる場合は、有効期間のより短い方が認定の事由となります。

注3）認定有効期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合、認定は取消となります。

# Aに該当した方の提出書類

## ①給付認定申請書

- 注1) 同時に2名以上のお子さんを申請する場合は人数分の申請書をご提出ください。  
注2) 施設区分によって認定種別(申請書の認定種別欄のチェック箇所)が異なります。

施設区分	認定種別	記入例をご確認ください	
施設型給付園 認定こども園	1号認定	記入例 A-1 参照	 QR または下記 URL から
私学助成園	新1号認定	記入例 A-2 参照	

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d033321.html>

## ②本人確認書類のコピー(父母それぞれ1部ずつ)

顔写真つき証明書(1点)…マイナンバーカード(両面)、運転免許証(両面)、パスポート、  
障害者手帳、在留カード等  
または

顔写真なし証明書(2点)…健康保険証、国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳  
後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者手帳、  
児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

## ③マイナンバー確認書類のコピー(父母それぞれ1部ずつ)

マイナンバーカード(両面)、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票の  
写し等


- 注1) マイナンバー通知カードは、住所・氏名等が住民票の記載内容と一致している場合に限り有効  
注2) ②で本人確認書類のコピーとしてマイナンバーカード(両面)コピーを提出された方は、  
マイナンバー確認も兼ねるため、③の書類の提出は不要です。

## Bに該当した方の提出書類

### ①給付認定申請書

注1) 同時に2名以上のお子さんを申請する場合は人数分の申請書をご提出ください。

注2) 施設区分によって認定種別(申請書の認定種別欄のチェック箇所)が異なります。

施設区分	認定種別	記入例をご確認ください	
施設型給付園 認定こども園	1号認定+新2号認定 または1号認定+新3号認定	記入例 B-1 参照	 QR または下記 URL から
私学助成園	新2号認定 または新3号認定	記入例 B-2 参照	

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d033322.html>

### ②本人確認書類のコピー (父母それぞれ1部ずつ)

顔写真つき証明書 (1点) …マイナンバーカード(両面)、運転免許証(両面)、パスポート、  
障害者手帳、在留カード等  
または

顔写真なし証明書 (2点) …健康保険証、国民年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳  
後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者手帳、  
児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

### ③マイナンバー確認書類のコピー (父母それぞれ1部ずつ)

マイナンバーカード(両面)、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等

- 注1) マイナンバー通知カードは、住所・氏名等が住民票の記載内容と一致している場合に限り有効  
注2) ②で本人確認書類のコピーとしてマイナンバーカード(両面)コピーを提出された方は、マイナンバー確認も兼ねるため、③の書類の提出は不要です。

### ④保育の必要性を確認できる書類 (父母それぞれ1部ずつ)

p. 5の表をご確認ください。

### ⑤ (満3歳児クラスの方のみ) 住民税に関する書類

特定の時点で海外に居住していた方は下図をご確認いただき、対象となる年の収入を証明する書類(勤務先の所得証明、収入申告書等)を提出ください。ご不明な点はお問い合わせください。

	R3	R4												R5												R6				
	1月~12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
認定希望月		認定希望月 (A)												認定希望月 (B)																
収入証明の提出が必要となるケース		(A) R4/1/1時点で海外在住の場合												(B) R5/1/1時点で海外在住の場合																
証明対象となる期間	(A) 令和3年の収入	(B) 令和4年の収入																												

# 保育の必要性を確認できる書類（父母それぞれ1部ずつ）

※ひとり親の方は、父（または母）の書類に加えて、不存在の確認書類も提出してください。

就労	<p>常勤・パート・派遣社員等の場合（出産予定・産休中・育児休業中を含む）</p> <p>① 就労証明書（区様式）                  ※勤務先が複数にわたる場合→それぞれの就労証明書（区様式）をご提出ください                  ※出産予定、産休中の場合→母子手帳（出産予定日のページ）のコピーもご提出ください</p>
	<p>自営業（親族経営を含む）・経営主の場合（出産予定・産休中を含む）</p> <p>① 就労証明書（区様式）                  ② 直近の所得税の確定申告書（一表と二表）または源泉徴収票のコピー                  ※②の書類をご提出いただけない場合→下記の①と②をご提出ください                  ① 仕事内容や資格がわかるもののコピー（営業許可証、開業届等）                  ② 収入の証明（報酬の記録（通帳のコピー等））                  ※勤務先が複数にわたる場合→それぞれの就労証明書（区様式）をご提出ください                  ※出産予定・産休中の場合→母子手帳（出産予定日のページ）のコピーもご提出ください</p>
出産	<p>母子健康手帳の出産予定日が記載されているページのコピー                  （出産予定・産休中の方で就労要件を希望する場合は、上記の「就労」欄をご確認ください）</p>
疾病	<p>診断書（区様式）</p>
障がい	<p>身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー</p>
親族の 介護・看護	<p>① 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー                  ② 介護・看護の週間スケジュール（スケジュールの作成方法はお問い合わせください）</p>
災害復旧	<p>り災・被災証明書のコピー</p>
求職中	<p>就職活動を証明する書類（ハローワークが認める求職活動を証する書類、不採用通知、求職活動報告書（区様式）等）</p>
就学	<p>① 在学証明書のコピー                  ② スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等）                  ③ 在学開始日及び卒業見込年月日の確認ができるもののコピー</p>
不存在 （ひとり親 の方）	<p>【死別、離婚、未婚の方】 次のいずれかのコピー                  ・ 児童扶養手当認定通知書                      ・ 児童扶養手当証書                      ・ （離婚の）受理証明書                  ・ 児童育成手当認定兼支払い通知書                      ・ 保護者とお子さんの戸籍謄本（全部事項証明）</p> <p>【上記以外の方】                  ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの                  （離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書のコピー等）</p>

## 産休・育児休業中（予定含む）で新2号・新3号認定を申請する方

※「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。

### <お子さん本人（認定を申請する児童）の育児休業中の場合>

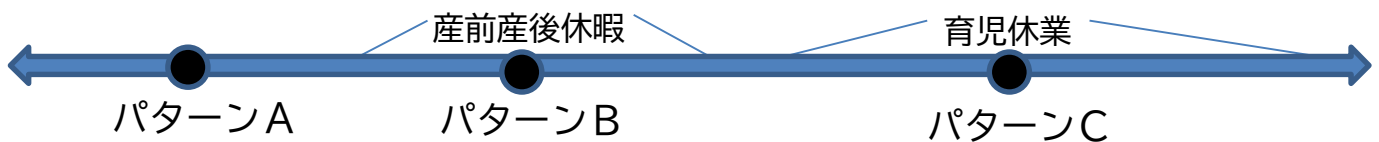
認定開始日から1ヶ月以内に育児休業中の職場へ復職する必要があります。復職が確認できない場合、認定が取消となることがあります。

### <お子さん本人（認定を申請する児童）の育児休業から復職せず、続けて下のお子さんの産休・育児休業を取得する場合>

新2号・新3号認定の対象期間は、下のお子さんの産休開始日が属する月の1日～産休終了日が属する月の末日となります。ただし、実際の出産日が出産予定日に対して前後した場合は、認定期間の終了日も変更となることがあります（申請不要）。区から電話・郵送等で事前連絡した上で、認定期間を変更した通知書を発送します。

### <下のお子さん（認定を申請する児童以外の児童）の産休中・育児休業中の場合>

お子さん本人（認定を申請する児童）が幼稚園に入園する（した）タイミングにより注意事項があります。



#### ■パターンA

(状況)

下のお子さんの産前休暇開始日より前から、お子さん本人（認定を申請する児童）が入園する（した）場合。幼稚園間で転園をした場合は、新たな幼稚園への転園日が基準となります。

(注意事項)

産後休暇終了日の翌日から復職（又は就職）する必要があります。復職（又は就職）されない場合は、産後休暇終了日の属する月の月末をもって新2号認定・新3号認定が満了となります。

ただし、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、下のお子さんが満1歳になる年度の翌年度の5月1日までに育児休業から復職する必要があります（ただし、下のお子さんが満1歳になる年度の翌年度の4月に保育所等に入園できない等の理由により、保護者が育児休業を延長される場合は、育児休業中に限り、最大で下のお子さんが満2歳の誕生日を迎えた月の末日までの認定となります。その際は、下のお子さんが満2歳の誕生日を迎えた月の翌月1日までに復職する必要があります）。

#### ■パターンB

(状況)

下のお子さんの産前産後休暇中に、お子さん本人（認定を申請する児童）が入園する（した）場合

(注意事項)

産後休暇終了日の翌日から復職（又は就職）する必要があります。復職（又は就職）されない場合や、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は産後休暇終了日の属する月の月末をもって新2号認定・新3号認定が満了となります。

#### ■パターンC

(状況)

下のお子さんの育児休業中に、お子さん本人（認定を申請する児童）が入園する（した）場合

(注意事項)

幼稚園の利用開始（入園）日から1ヶ月以内に育児休業中の職場へ復職する必要があります。

復職が確認できない場合、認定が取消となることがあります。

# 認可保育園に在園中・入所申請中の方

## [在園中の方]

今回無償化の認定申請をされた方で認可保育園に在園の方は、今度2通りの提出書類が発生します。

### ①幼稚園（こども園）への入園が決まり認可保育園の退園を決めた場合

紙様式または電子申請で退園届を提出してください。期限は退園する月の区役所最終営業日17時です。(保育所を利用したい方の空き枠となることから、できるだけ早い段階での提出にご協力おねがいします)

退園届  
(電子申請)



退園届のページ  
(様式 PDF 有り)



### ②認定申請したが幼稚園（こども園）には行かず、認可保育園の在園を続ける場合

給付認定申請書(変更申請)を提出してください。電子申請画面は(8)取り下げ欄に、紙様式は裏面(2ページ目)下欄に、取り下げ申請する認定区分を記載ください。

取り下げの申請  
(電子申請)



給付認定申請書  
(様式 PDF 有り)



## [入所申請中の方]

幼稚園（こども園）のため認定申請し認可保育園も申請している方は、今後3通りの提出書類が発生します。

### ①認可保育園利用調整の結果保留となり、幼稚園（こども園）入園を決めた場合

保留通知に記載された申込有効期間の保育園入所を希望されない場合、紙様式または電子申請で保育園入園申込の取り下げを提出してください。

申込取下申請  
(電子申請)



申込取下のページ  
(様式 PDF 有り)



### ②認可保育園の利用承諾通知が届き、保育園に入所する（幼稚園（こども園）には行かない）場合

給付認定申請書(変更申請)を提出してください。電子申請画面は(8)取り下げ欄に、紙様式は裏面(2ページ目)下欄に、取り下げ申請する認定区分を記載ください。

取り下げの申請  
(電子申請)



給付認定申請書  
(様式 PDF 有り)



### ③認可保育園の利用承諾通知が届いたが、幼稚園（こども園）に行くことにした場合

入所決定月前月の区役所最終営業日17時まで、紙様式または電子申請で認可保育園の「辞退届」を提出してください。

辞退届  
(電子申請)

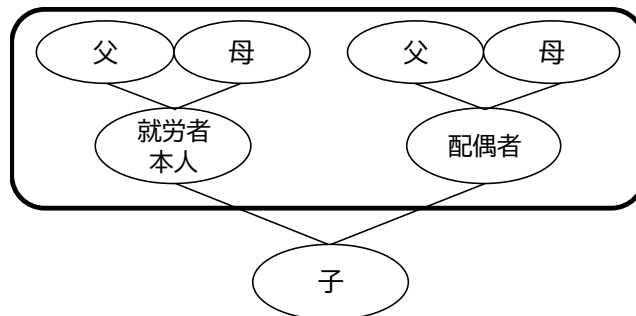


辞退届のページ  
(様式 PDF 有り)



## よくあるご質問

- Q1. 認定は毎年申請するものですか？
- A1. 認定申請は1回のみです。ただし、新2号・新3号認定を受けた方で家庭状況に変更があった場合や認定の区分を変更したい場合には、変更申請が必要となります。詳しくは認定通知書に同封されている案内文、または中野区ホームページ（本冊子の表紙上部のQRのページ）をご確認ください。  
なお、補助金の申請は毎年必要です。
- Q2. 兄弟が中野区認可保育園の入所申請のため就労証明書等の必要書類を提出済み（提出予定）です。書類は流用できますか？
- A2. 保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）に限り、提出された就労証明書等に記載されている証明日から3ヶ月以内の認定申請であれば流用可能です。書類の流用を希望される場合には、給付認定申請書に付箋等で流用を希望する旨を記載いただくか、電話でのご連絡をお願いします。
- Q3. 新2号認定を申請したいのですが、就労を開始した直後で直近の就労実績が記載できません。
- A3. 実績見込みの記載で問題ございません。ただし、審査の上、後日就労時間が分かる書類（給与明細や勤務先の出勤簿のコピー等）をご提出いただく場合があります。
- Q4. 保育の必要性「就労」で新2号認定を申請予定です。父は個人事業主ではなく、会社役員（会社代表者、代表社員、親族にあたる者が代表者等）です。p. 5の表で自営業・経営主に該当しますか？
- A4. 該当します。保護者が勤務している会社の代表・経営主の方が下表枠内の場合は、就労証明書に加えて所得税の確定申告書1・2表または源泉徴収票のコピーの提出が必要です。親族以外の者、または下表枠外の親族に雇用されている会社役員の場合は、常勤扱いとして就労証明書のみご提出ください。



- Q5. 自営業なので就労証明書の直近の就労実績欄にある給与額の記載が難しいのですが。
- A5. 月あたりの売上額（年間の合計を12ヶ月で割った月平均でも可）を記載してください。それも難しい場合は、その理由・事情等を備考欄に記載ください。

## お問い合わせ先

〒164-8501

中野区中野四丁目8番1号

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係

電話：03-3228-5793

受付時間：8時30分～17時まで（土・日・祝日除く）